

# 道財政運営の健全化のための給与措置等について

平成24年1月27日

## <一般職に係る給与措置>

項目	内 容				実施時期	
給料の縮減	区 分		H24	H25	H26	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、実施
	管理職員	課長相当職以上	▲9%	▲9%	▲9%	
		主幹相当職	▲9%	▲8.7%	▲8.4%	
	一般職員	下記以外の職員	▲4.8%	▲4.5%	▲4.2%	
		30歳以下の職員	▲4%	▲4%	▲4%	
期末・勤勉手当の縮減	管理職員	《H24～H26》 算出基礎額のうち「役職段階別加算額」を▲1/3				
	一般職員	《H24～H26》 算出基礎額のうち「役職段階別加算額」を▲1/4				
管理職手当の縮減	管理職員	《H24～H26》 管理職手当の支給額を▲20%				
査定昇給の凍結	全職員	《H24～H26》 査定昇給を凍結				
地域手当に係る見直し	地域手当に係る異動保障を廃止					平成24年4月1日から実施

## <特別職に係る給与措置>

項目	内 容	実施時期
給料の縮減	《H24～H26》 知事、副知事等に係る給料の月額を支給額を▲25%～▲10%	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、実施
期末手当の縮減	《H24～H26》 知事、副知事等に係る期末手当の支給額を▲25%～▲15%	
退職手当の縮減	《H24～H26》 知事、副知事等に係る退職手当の支給額を▲10%	

[連絡先] { 総務部人事局人事課給与グループ 主幹 久保 静児  
代表電話 011-231-4111 (内線: 22-155)  
ダイヤル 011-204-5026 }